

北海道宗谷総合振興局告示第1041号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第27号に掲げる火光を利用する敷き網漁業(宗谷総合振興局管内沖合海域)について、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定めた。

令和2年12月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	
火光を利用する敷き網漁業(いかなご)	宗谷総合振興局管内沖合海域	最大高潮時海岸線上幌延町と豊富町との界から261度30分の線以北と最大高潮時海岸線上枝幸郡と紋別郡との界から43度30分の線以北の海域のうち、共同漁業権漁場区域を除いた海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	毎年、4月20日から7月31日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:60隻)	総トン数20トン未満	宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者
	宗谷総合振興局管内共同漁業権漁場区域	最大高潮時海岸線上幌延町と豊富町との界から261度30分の線以北と最大高潮時海岸線上枝幸郡と紋別郡との界から43度30分の線以北の海域のうち、次の共同漁業権漁場区域 ア 宗海共第8号共同漁業権漁場区域 イ 宗海共第9号共同漁業権漁場区域 ウ 宗海共第10号共同漁業権漁場区域 エ 宗海共第11号共同漁業権漁場区域 オ 宗海共第13号共同漁業権漁場区域 カ 宗海共第49号共同漁業権漁場区域 キ 上記以外の共同漁業権漁場区域				
火光を利用する敷き網漁業(やりいか)	宗海共第8号及び第49号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:5隻)	同上	同上	
同上	宗海共第9号及び第49号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:10隻)	同上	同上	
同上	宗海共第10号及び第49号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:17隻)	同上	同上	
同上	宗海共第11号及び第49号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:1隻)	同上	同上	
同上	宗海共第13号及び第49号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:3隻)	同上	同上	
同上	宗海共第49号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:1隻)	同上	同上	